○農林水産省令第十三号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条第一項、第十四条第一項及び第十六条第二項並びに持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第二条第二項の規定に基づき、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第一条　水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
（輸入防疫対象疾病等）	
第一条　水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動物	輸入防疫対象疾病
（略）	（略）
くるまえび	（略） 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病
しろあしえび	（略） エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
うしえび	（略） バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 （略） モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
こうらいえび	（略） モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
（削る）	（削る）

改正前	
（輸入防疫対象疾病等）	
第一条　水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動物	輸入防疫対象疾病
（略）	（略）
くるまえび	（略） 鰓随伴ウイルス病 （新設）
しろあしえび	（略） エビの潜伏死病 （新設）
うしえび	（略） バキュロウイルス・ペナエイ感染症 （新設） （略） モノドン型バキュロウイルス感染症 （新設）
こうらいえび	（略） モノドン型バキュロウイルス感染症 （新設）
（新設）	（新設） （新設） （新設）
リトペネウス属（*Litopenaeus*）えび類（しろあしえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症